

札幌市災害時基幹病院指定対象病院

平成 8 年 9 月 6 日
(衛生局長決裁)

(平成 10 年 4 月 1 日改正)

札幌市災害時基幹病院制度運営要綱第 5 条の規定に基づき札幌市災害時基幹病院指定対象病院（以下「指定対象病院」という。）を下記のとおり定める。

記

指定対象病院

指定対象となる病院は、札幌市内の病院のうち、災害時に 24 時間体制による緊急手術が可能な外科・整形外科等の診療科目を有し、次の各号の一に該当する病院であること。

- 一 国が開設する病院
- 二 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日 法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関である病院
- 三 救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日 厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院
- 四 救急 2 次・3 次医療機関制度参画病院